(9)を同表の備考2(11)とし、同表の備考2(6)から(8)までを同表の備考2(8)から(10)までとし、同表の備考2(5)中「(5)に」を「(7)に」に改め、同表の備考2(5)を同表の備考2(7)とし、同表の備考2(4)を同表の備考2(6)とし、同表の備考2(3)の次に次のように加える。

(4)　「通知外国税相当額」の項には、収益の分配に係る令第300条第９項若しくは第306条の２第７項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者（(5)及び(11)において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等（(5)において「上場株式等の配当等」という。）で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第４条の６の２第17項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

(5)　「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第４条の６の２第18項に規定する控除所得税相当額を記載すること。

別表第五(七)の表中

配当等とみなされる金額の総額		源泉徴収税額	
千	円	千	円

を

配当等とみなされる金額の総額	
千	円

に改め、同表の備考2(1)中「(11)に」を「(12)に」に改め、同表の備考2(13)中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改め、同表の備考2(13)を同表の備考2(14)とし、同表の備考2(12)を同表の備考2(13)とし、同表の備考2(11)中「租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する」を削り、同表の備考2(11)を同表の備考2(12)とし、同表の備考2(10)を同表の備考2(11)とし、同表の備考2(9)中「(9)に」を「(10)に」に改め、同表の備考2(9)を同表の備考2(10)とし、同表の備考2(8)を同表の備考2(9)とし、同表の備考2(7)中「(8)に」を「(9)に」に改め、同表の備考2(7)を同表の備考2(8)とし、同表の備考2(6)の次に次のように加える。

通知外国税相当額		源泉徴収税額	
千	円	千	円

(7)　「通知外国税相当額」の項には、配当等に係る租税特別措置法施行令第４条の９第14項、第４条の10第10項、第４条の11第10項若しくは第５条第10項に規定する通知外国法人税相当額（(7)において「調整対象通知外国法人税相当額」という。）又は租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者（(12)において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等で配当等に該当するものの交付をする場合における当該配当等に係る同令第４条の６の２第26項に規定する通知外国法人税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該調整対象通知外国法人税相当額又は当該通知外国法人税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。

別表第五(九)の表の備考2(8)中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改める。

別表第五(十)の表の備考2(7)中「所得税条約に基づき課税の免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が免除される」に改める。

別表第五(十七)の表の備考2(12)中「の適用により所得税の徴収をしなかつた場合に」を「により非課税とされるものについて」に改める。

別表第五(十八)の表の備考2(5)、別表第五(十九)の表の備考2(9)、別表第五(二十)の表の備考2(5)、別表第五㊱の表の備考2(7)、別表第五㊲の表の備考2(7)及び別表第五㊳の表の備考2(8)中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改める。

別表第五㊴の表の備考2(1)中「(13)及び(15)」を「(14)及び(16)」に改め、同表の備考2(17)中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改め、同表の備考2(17)を同表の備考2(18)とし、同表の備考2(12)から(16)までを同表の備考2(13)から(17)までとし、同表の備考2(11)の次に次のように加える。

(12)　その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の14第16項の規定により同条第５項第１号に規定する非課税口座に該当しないものとされた口座に係る同条第１項に規定する振替口座簿への記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている同項第１号に規定する上場株式等に係るもので、当該口座の設定の時から当該口座が開設されている同項に規定する金融商品取引業者等が当該口座に係る同条第12項第２号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第１項に規定する譲渡に係るものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

別表第六(一)の表中「給与所得控除後の給与等の金額」を「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」に改め、同表の備考2(4)中「の金額」を「の金額（調整控除後）」に、「の金額を」を「の金額（租税特別措置法第41条の３の４第１項の規定の適用がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額）を」に改め、同表の備考2(5)中「の金額」を「の金額（租税特別措置法第41条の３の４第１項の規定の適用がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額。(8)及び(12)から(14)までにおいて同じ。）」に改め、同表の備考2(17)(ル)中「所得税条約に基づき課税の免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が免除される」に改め、同表の備考2(17)(ル)を同表の備考2(17)(ワ)とし、同表の備考2(17)(ヲ)を同表の備考2(17)(カ)とし、同表の備考2(17)(ヨ)中「(チ)に」を「(ミ)に」に改め、同表の備考2(17)(ヨ)を同表の備考2(17)(タ)とし、同表の備考2(17)(タ)の次に次のように加える。

(レ)　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の４第１項の規定の適用を受けた者である場合　同項の規定により法別表第５の給与所得控除後の給与等の金額から控除した金額

別表第六(一)の表の備考2(17)(チ)中「(ヌ)に」を「(ミ)に」に改め、同表の備考2(17)(チ)を同表の備考2(17)(リ)とし、同表の備考2(17)(ト)中「(ヌ)に」を「(ミ)に」に改め、同表の備考2(17)(ト)を同表の備考2(17)(チ)とし、同表の備考2(17)(ヘ)を同表の備考2(17)(ト)とし、同表の備考2(17)(ハ)から(ホ)までを同表の備考2(17)(ニ)から(ヘ)までとし、同表の備考2(17)(ロ)の次に次のように加える。

(ハ)　法第190条第２号ホに規定する基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合　その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨

別表第六(三)の表中「老人源泉控除対象配偶者」を「老人控除対象配偶者」に改める。

別表第七(二)の表の備考2(9)ト中「同条第３項」を「同条第５項」に、「同条第７項」を「同条第９項」に改める。

別表第八(三)の表の備考2(9)ニ中「所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受ける」を「租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除される」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十八条の二の改正規定、第十九条の三第二号の改正規定及び第二十六条の三の改正規定　平成三十年五月一日